

契約の締結（必要時）

契約締結が必要な研究は、研究推進課の確認を受けた契約書案を用いて、該当する相手と契約を締結してください。

<契約締結時の留意事項>

- ・契約書は、事前に研究推進課の確認を受けた文書で締結してください。
- ・契約の締結は、必ず、研究を開始する前に完了してください。

その他、契約手続きや費用の支払い等の各種手続きについては、研究推進課に相談してください。

<問い合わせ先>

研究推進課 臨床研究推進チーム

TEL : 03-5800-9148 内線 32393

e-mail : kenkyuALL@adm.h.u-tokyo.ac.jp